

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。

教育の憲法とも言われる教育基本法ということで、きょうは、田村参考人、梶田参考人、西澤参考人、そして渡久山参考人、本当にさまざまな角度からありがとうございました。

幾つか伺いたいと思います。

今ちょうど渡久山参考人からお答えがあったこととのかかわりから少し伺いたいんですが、今回の政府案の提出に至る経過をめぐっての問題でありますけれども、冒頭の陳述の中で、田村参考人、梶田参考人からそれぞれ、教育改革国民会議とか中教審の議論とほとんど変わらない、大きな差はないということで、大筋の上にあるという御意見がありました。

一方で、私自身も非常に痛感するんですが、二〇〇三年から三年間ということといえば、そういう期間もありますし、同時に、中身の上でも答申から大きく変わった部分がある、そして、自民、公明、与党のいわゆる密室協議ということも言われ、それが行われる中ででき上がったもので、その間、国民的な議論のしようがなかったのだという強い批判もあります。

そこで、先日、五月三十日の参考人質疑の中で、中央教育審議会の鳥居会長が、今回の法案が中教審答申と違った法案になったことについて、説明は全く受けていないというふうに言われました。この間の、三年間の政府案提出に至るやり方の問題について、西澤参考人は、直接この間はそのことに関してはお触れになっていないので、いかがかということをお伺いしたいのと、あわせて、田村参考人ですが、この三年間、変化の中で変わった部分があるんだというお話もされたんですが、そうであるなら、もう一度中教審に戻して、そこで議論を審議し直すということも当然あってしかるべきという意見があるわけですが、その点についてはいかがかということで、西澤参考人と田村参考人をお願いしたいと思います。

西澤参考人

大変しからぬことを申し上げるかもしれませんが、大変この改革がおくれておりまして、さっきもちょっと申しましたように、今回、残念ながら決まらないということのようでございますけれども、しかし、それが後、学生生徒たちに何年分のマイナスになってくるかということになるんだろうと思います。そういう意味からいえば、私の専門でもないせいもございますけれども、字句その他の解釈とか細かいところというのは、やはりこれはやってみながら変えていくということが必要でございますので、そういう意味からいえば、失礼ですけれども、余りまじめに私としては考えていないということをお申し上げます。ただ、何としてでも変えようという方向を強く持っていくことが必要ではないのでしょうか。

明治の教育は成功したと言われますが、その下にあるのは、よく木村尚三郎先生がおっしゃいますように、江戸時代の教育というものが非常に大きな基盤をなしていた、これを無視する方が多いけれども、これは大変な間違いだということを言われるので、私も賛成でございます。

それから、例えば例を東京帝国大学にとりますと、二、三年ごとに大学が解散になるんですね。入った学生は大変目を回すのでございましょう。また救済策があったようございまして、まずいところがあればすぐに変えた。何としても理想的な教育を日本でやりたいという熱意のあらわれだと私は考えておりますけれども、その結果としては、明治期の教育というのは非常に成功したということをお申し上げてもそう大きな間違いはないのではないかと思います。そういう意味で、なかなかこれはやってみないとわからないこととございます。

字句の議論というのは、これはまた法制局の分野にはなるんだろうと思いますけれども、教育ということに関しましては、なかなか文章だけでは表現できないことがある。

我々から見ますと、今の教育というものに対する考え方と我々の時代の教育というものに関する考え方とは相当ひどい差があるという感じがいたします。

それから、そういう今の教育を受けた方々と私たちの時代の教育を考えた方々の間では了解がすっかり違うんですね。つまり受け入れる素地がもう違っているというようなこともございますから、やはりこれはやりながら、理想を目指して何回でも改革を繰り返す、大変失礼なことを申し上げますけれども、それぐらいの意欲を持って、とにかく第一回目はこれでやってみようじゃないかというようなお気持ちでやっていただくことを私としてはお願いしたいと考えております。以上でございます。

田村参考人

ただいまの御質問でございますが、確かに、先ほど申し上げたように、中教審答申と今回の法案に義務教育の九年という部分を外したということ、それから幼児教育の部分というようなことを御説明申し上げます。

先ほど申し上げたように、時代が変化しているという経緯があることは御理解いただけたと思いますが、同時に、私、今回つくづく思っているんですが、この変化でわかるように、どんどんどんどん社会は変わっているんですね。その変わっている社会に対して、実は教育がおくれているんじゃないかという危機感を常に持っております。特に私は、幼児教育は非常に心配しているんです。ですから、本気に、まあ、もう本気になっておられるんですけども、本当にこの問題を、いわゆる政党間の争いというようなことにもしなっていたとしますと、これは悔いを残すことになるのではないかと。

教育というのは、確実に結果が何年か先に出るんですね、これはもうはっきりしているんです。子供たちを見てみると、本当にそう思います。ですから、今やるかどうかというのは、これは大人の責任ですから、大人の責任において、子どもはもう十分に議論を尽くしたと思っております。ですから、法案にさせていただいて、ぐあいが悪ければ、今西澤先生のお話じゃありませんけれども、どんどん変えるところは変えていくということではないかと、改革の変化の時代には対応できなくなるんじゃないかということ非常に危惧しております。

先ほども御指摘ありましたが、明治のときは、一年おきぐらいに制度を変えたり法律を変えたり、あの当時は勅令でしたから簡単にできたんでしょうけれども、物すごい変化をしているんですね。あのときと今はそう違わないのではないかと気がします、この社会の変化というのが。

ですから、ぜひひとつ、そういう意味で前向きに御検討いただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

笠井委員

そういう変化のある問題については、大いにまた専門家の話ということで、中教審でも審議をしてということがあってもしかるべきかなと私は思います。

続いて、梶田参考人に伺いたいと思います。

先ほど、冒頭の陳述の中で、政府案について二点ということで御指摘があって、回りくどい言い方かなというふうなことも言われながら、時の政府を愛するという点でないという点を指摘されました。そこで伺いたいんですが、この中教審の答申には「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」ということが掲げられておりましたが、その場合の中教審答申の国には、統治機構ということを含んでいたんでしょうか。その点いかがでしょうか。

梶田参考人

私の理解では、これは中教審もそうでしたし国民会議のときもそうですけれども、統治機構は含んでいないという理解で私たちは全部話してきたと思うんです。そういう一時的な政権の問題あるいはそのときの政治権力構造の問題ではなくて、もっと長い、ずっと先人が積み上げてきた、そして我々が後世に伝えていく、そういう日本という共同体、こういうことをみんな意識して。ですから、その間のやりとりの中には、はっきりそういう方向で、つまり統治機関を含むようなニュアンスのものは一切ないというふうに思っております。

笠井委員

渡久山参考人に伺いますが、政府案について見ますと、教育の目標として、国を愛する態度を初めとして二十の徳目を挙げて、その目標を学校や教職員、そして子供たちに義務づけるというふうにし

ているということでありまして、当委員会でも大きな議論の一つになってきたわけです。

先ほど、愛国心は強制したり、あるいは良心の自由は規制すべきものでないというようなことも趣旨で述べられたと思うんですが、こうした徳目を法律に書き込んで強制するという点について、実際に教育現場での受けとめについてどのような声を聞いていらっしゃるでしょうか、そして、参考人御自身どういうふうにならざるを思っているか、伺いたいと思います。

渡久山参考人

私は、そういう個々の個人の価値観とか、あるいは良心だとか、あるいは心に関するようなものについては、法律で規定するというのとは一つなじまないと思います。同時に、今、強制するということはますます望ましいことではないということが言えます。

ただ、現場で見ますと、既に、当委員会だったでしょうか、ある県においては通知表の中に愛国心の評価というような、愛国心につながる評価というのが出ておりまして、そういうことについては幾つかの県や自治体でやられている、通知表に書かれているのも事実でありますから、それを見ますと、これは強制なのか、どの程度をどういう形で具体的に教えているのかというような部分がございます。そういうことが非常に大きな問題にもなってくるわけです。教職員一人一人の、特に教員の一人一人の価値観の問題になってきますし、あるいは、行政として果たしてこれをどういう形でフォローするのかということになってきましたら、これも非常に問題点が多くなってくるものだと思うんですね。そういう意味ではこれは非常に慎重じゃなければならないだろうというように考えているところであります。

ただ、この間の委員会では、小泉総理は、評価はなじまないと言われたようでございまして、詳しい、きちっとした議事録を読んだわけではございませんが、そういうことからいきますと、やはり国会といたしましても、そういうようなことについては非常に慎重でなければならぬだろうというような意思統一になっているのか、こういうように存じております。

笠井委員

引き続き渡久山参考人に伺いたいんですが、現行の教育基本法は、六条で、学校の教員は全体の奉仕者として国民全体に責任を負って教育の仕事に携わるということを原則としてきたと思うんですが、今度の政府案には全体の奉仕者という規定はなくなって削除されているわけですが、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

渡久山参考人

私は、教育はもともと一党一派に偏してなされるものではないと思いますね。そういう意味では、教育に対しては、普遍性があり、政治的中立性が担保されなくちゃならないと思いますね。

そういうことからいきますと、今のこの条項は、その全体の奉仕者という言葉なんですが、なかなかこれが日本語としてなじむかどうかというのが問題の一つにありますね。ただしかし、今までずっと六十年間も親しんできたものなんだからいいような感じもしますけれども、果たしてそれでいいかどうかという部分。

それよりも、内容についてやはり教育は政治的な不当な支配には服しないように、政治的な中立を担保すべきだ、教員もまさにそうでなきゃならない、教育活動もそうじゃなくちゃならない、もちろん学校の自由というのが保障されていい、こういうことですから、そういう考え方の中で、どういう言葉にした方がより適切かというようなことについては国会で議論いただければ幸いです。

笠井委員

続けてになりますけれども、教員について、政府案、民主党案の双方に養成と研修の充実ということが掲げられております。しかし、実態としますと、教員の皆さんは研修の時間もなかなかとれないほど多忙だということが現実ではないかというふう思うんですが、教員の方々の置かれている現状、どういうふうにしたらこの多忙化という実態を解消できるというふうにお考えか、先ほど資料もいただきましたが、そういうことも含めたお考えをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

渡久山参考人

この問題は、非常に現場では深刻な問題でございます。ですから、ある団体が調査したのでも週十時間以上になっていきますし、文科省も恐らく十四時間の超勤というのが出ていたかと思えます。

それが、ある僕の友達が初めてお嬢さんを教員にしたんですが、こんなに忙しいとは知らなかったと。夜帰ってきて十二時ごろまで起きて勉強しているというんですね。特に新人なものですから、非常にまじめな方だと思いますね。これぐらいまで、うちに持って帰ってまで仕事をする、あるいはせざるを得ないというのが教育現場なんですよ。

そういう意味では、これは何らかの形で条件をもっと整備し、本当に、研修だけじゃなくて、もう少し教育活動に専念できるような状況をつくらなくちゃいけないだろう、こういうふうに思うわけですね。

そういう前提で見ますと、やはり研修というのは、あるいはまた教員の資質の向上というのは極めて大事であります。現行法にもこれを規定されておりまして、また事実、文化の日進月歩や科学の進歩についていって、子供たちにより豊かな情操教育を含めた文化を伝達していくためにはそれだけの研修やあるいは資質の向上というのは極めて大事であります。そうでありましたら、それができるような条件整備をすべきだというのが私の考え方でございまして、常にこれを主張しているのは、そういうことです。

文部科学省に対しても、今度、教員のいろいろな免許制度の問題が出てきますけれども、やはり研修をしていくんだったら、研修のための定員をとってほしい。例えば、今百万ぐらいの教員がいるとしたら、その一〇%ぐらいは研修定員という形で、例えば今教職大学院というのができてきますが、二年間、現職でいながら研修ができるというような職場保障というものを含めてやはり研修定員をとっていただきたい、こういうように思います。

それからもう一つは、研修のあり方としては、やはり行政研修が中心になっておりますから、もっと創意工夫で、これはまたもちろん教育委員会含めて一定の行政が判断しなくてはいけない部分もありますが、極めていいと思われる研修については大幅に認めていくというだけのまた研修に対する考え方があっていいと思います。以上です。

笠井委員

では、最後にもう一問、渡久山参考人、続けてであれですが。

今度の法案の中で、教育振興基本計画ということがありまして、そのトップで、今度、これからの具体化ということでしょうが、全国一斉学力テストという問題を掲げて、政府は来年度からこれを実施すると、総理もこの間答弁されていました。

一九六一年から六四年にかけて行われた全国一斉学力テストということで見ますと、テストあって教育なしということで、各地でもう大変な混乱もあって中止になったという事態があったと思いますし、今、東京などの現実に行われている自治体における学力テスト、これも、私も現場の状況をつぶさにいろいろ聞いたりもしましたけれども、学校の序列づけ、それからテスト漬けになるということで、子供も教職員も父母も大変に負担が大きくて傷ついているということがあると思うんです。

このような全国一斉の学力テストの実施についてどのような御意見をお持ちか。参考人の教員時代の、ちょうど時期的にはそのころ教員をなさっていたのかもしれませんが、伺いたいと思います。

渡久山参考人

かつて昭和三十年代に、これは文部科学省が、あのときは文部省ですけども、やはり最初はサンプルの学力調査からだんだん悉皆調査というような形になっていったときに、やはり現場での大きな混乱というようなものもありました。

これは、一つには、やはり成績を上げていく、各県で争っていくという、当時の文部省は成績の公表はしないということが前提になっていたんですけども、いつの間にか公表されて、我が県は学力第一位だ、それではその県についていけというような形の、結局、学力競争だけの問題になってきましたから、現場では、例えば成績の悪い子は受けさせないとか、あるいは欠席しろとか、そういうようないろいろな作為的な問題が出てきたり、あるいは、受験の、学力検査のためのもの、基礎準備と

というようなものも出てきて、極めて弊害が多かったわけですね。ですから、反対の闘いもあったかもしれませんが、それよりも行政でこれはやめていったという経過がございます。

ですから、今度の学力テストの場合もそうならないようにということを、中教審でも、最初に出てきたときには、私も重々言ったわけございまして、ちょうどここにきょう参加をしていらっしゃる梶田先生がその主査でございまして、いろいろ御苦労いただいているわけですが、やはり、序列につながるようなことはしてはいけないということは、十分に考えていかなきゃいけない。だから、公表のあり方が一つです。

もう一つは、どんな内容のものをするか。例えば、PISAだとかTIMSSなんかのテストはリテラシーの調査なんかをしているわけですね。ですから、単なる学力調査、いわゆる記憶力を含めた、そんなような単純な学力調査でないわけですから、要するにテストのあり方そのものも議論をしていくべきだろうと。まだ明らかになっておりませんが、それは梶田先生にも私はいつもお話ししているところであります。これが二つ目の問題ですね。

三つ目の問題は、これはそれぞれの県が、悉皆調査を含めて、よくやられているんです、三十五、六県、あるいは自治体で。そうすると、これも本当に、一学期で子供たちの受けるテストの数というのは異常に多いわけですね。ですから、それを考えてくると、子供たちの負担、あるいは教職員の負担、そういうことは十分配慮してなされるべきだ、こういうように思っています。以上です。

笠井委員

ありがとうございました。終わります。